

万一の際の備えとしての計画停電の考え方（概要）

1 基本的考え方

大規模災害等の発生により、万一、大型電源が停止を余儀なくされ、電力の需給バランスを維持できない状況になった場合、九州エリア内の火力発電所の焚き増しや他エリアからの融通電力受電を行うとともに、九州エリアのお客さまに節電要請を行うことにより、電力の需給バランスの回復に努めます。

それでもなお、厳しい需給状況の場合には、更に国からの節電要請を行い、計画停電の極力回避に努めますが、需給バランスが回復できない場合、電力広域的運営推進機関の指示により、国・電力広域的運営推進機関・一般送配電事業者が連携して、計画停電を実施することとなります。

2 具体的手順

(1) グループ割り

- 九州のお客さまを2つのエリア（Aエリア：福岡、佐賀、大分、宮崎、Bエリア：北九州、長崎、熊本、鹿児島）に分割します。
- 各エリアを電力需要規模が等しくなるように30のサブグループ(10万kW～20万kW)に細分化します。
- お客さまの所属するサブグループは、計画停電が必要となった際に、当社HP上の『計画停電情報検索システム』にて、『供給地点特定番号』、『住所』、『引込柱番号』から検索可能です。（当該システムは計画停電が必要となった際のみ利用することができるため、現時点では使用できません）

(2) サブグループ毎のローテーションの考え方

- サブグループ毎の停電時間帯、ローテーションを定めた計画停電カレンダーを事前に公開いたします。
- お客さまの停電時間は、8時30分～21時のうち、1お客さまあたり2時間程度とします。
- サブグループ間の公平性を保つために、日毎に計画停電をお願いするサブグループの順番はローテーションいたします。

(3) 計画停電実施のお知らせ

- ・需給ひっ迫が解消できずに、やむを得ず計画停電を実施せざるを得ない場合には、あらかじめ、前日の夕方頃に、当社ホームページ等にてお知らせします。

(4) 計画停電をお願いするお客さま

- ・どの小売電気事業者と契約しているかに関わらず、原則、九州エリアの全てのお客さまが計画停電の対象となります。
- ・計画停電の除外対象となる施設につきましては、平成24年6月の電力需給に関する検討会合で示された「セーフティネットとしての計画停電について」の基本的な考え方を踏まえ、実際に計画停電を行う際に、改めて国の方針などを確認したうえで、具体的対象施設を決定することとなっております。

(参考)「セーフティネットとしての計画停電について」

平成24年6月22日 電力需給に関する検討会合E1ルギ[®]-環境会議より抜粋

[医療機関等に係る特例]

変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響を出来る限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、出来る限り自家用発電機での対応をお願いする。

- 医療機関（救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）
- 国の安全保障上極めて重要な施設
- 国の主要な機関、県庁、県警察本部、消防本部等
- 被災地、防災（原子力発電所周辺30km圏内等）などへの配慮

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

以上

計画停電の詳細は、当社ホームページ「万一の際の備えとしての計画停電の考え方について」参照

[<https://www.kyuden.co.jp/library/pdf/notice/hsgufz3k3l.pdf>]